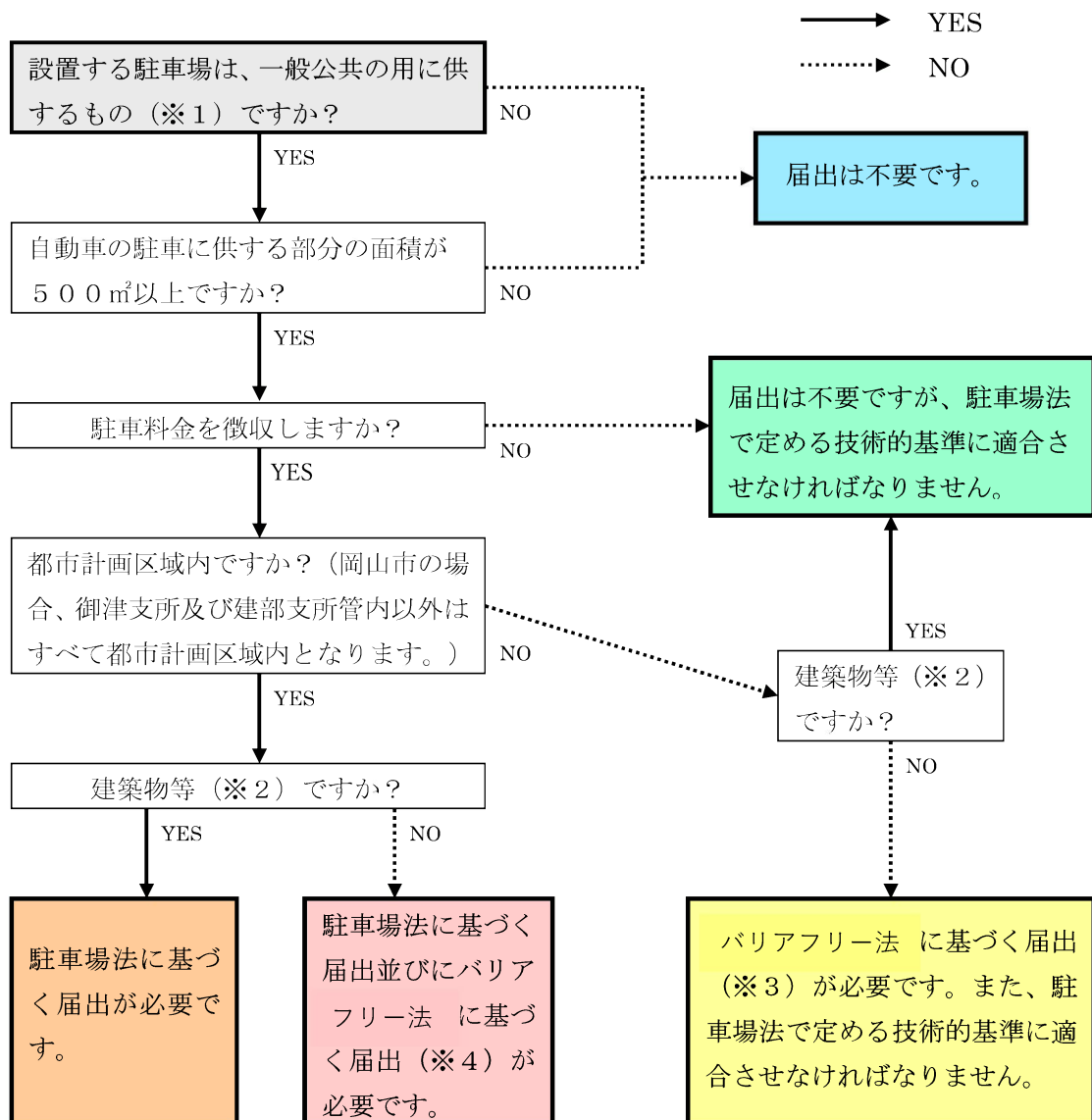


路外駐車場設置届出フロー図

「駐車場法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、以下のフローのとおりです。



※1 一般公共の用に供するものとは、時間貸又は無料で不特定多数が駐車できるものです。（月極駐車場、職員駐車場等は除きます。）

※2 建築物等とは、建築物及び建築物に附属する駐車場、道路附属物の駐車場、公園施設である駐車場です。

※3 第1号様式にて届け出てください。

※4 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）届出書に第2号様式を添付して届け出てください。